

更新プログラム提供のご案内

お客様 各位

ACELINK NX-CEにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。

お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいますようお願いいたします。

<主な対応内容>

- ・法人税申告書の令和8年度基本別表改正対応
- ・電子申告の法人税（地方法人税、防衛特別法人税含む）、法人二税・特別税、法人市町村民税および事業所税の令和8年度対応
- ・減価償却の令和8年度税制改正対応およびインボイス対応
- ・相続税申告書の延納・物納申請関係の様式変更対応
- ・各システムの機能改良および不具合対応

1. システムの対応内容について

対応内容は以下のとおりです。

【ACELINK NX-CE 法人税申告書】

- ・基本別表の令和8年度税制改正に対応しました。
- ・グループ通算オプションの令和8年度税制改正に対応しました。
- ・計算結果がマイナスとなる場合に“0”と表示する項目を追加しました。
※改正・改良等の詳細については、[「令和8年度 法人税申告書システム「基本別表改正対応」について](#)」を参照してください。

【ACELINK NX-CE 電子申告】

- ・令和8年度（令和8年4月1日以後終了事業年度分）の法人税（地方法人税、防衛特別法人税含む）、法人二税・特別税、法人市町村民税、事業所税の電子申告データ作成および帳票確認に対応しました。
- ・e-Tax（国税電子申告・納税システム）の令和8年度の申告データの受付は、5月25日（月）から開始されております。対象となる帳票は、国税庁e-TaxのHPの「利用可能手続一覧」に掲載されているものとなります。詳しくはe-TaxのHPをご確認ください。
e-TaxHP：<<http://www.e-tax.nta.go.jp/>>
- ・令和8年4月1日（水）よりeLTAX受付開始の令和8年4月1日以後開始事業年度から適用される外形標準課税（100%子法人対応）の法人二税・特別税の電子申告データ作成に対応しました。
※上記は、eLTAX仕様に準拠した適用事業年度に応じて作成されます。
※改正様式への対応は9月の予定です。帳票確認では令和7年の様式で表示されます。
- ・令和8年4月1日（水）よりeLTAX受付開始の令和8年度税制改正対応（防衛特別法人税）による法人二税・特別税、法人市町村民税の電子申告データ作成および帳票確認に対応しました。

【ACELINK NX-CE 減価償却】

- ・令和8年4月1日以後終了事業年度の法人の場合、特別償却適用条項の〔補足〕欄のガイド表示について令和8年度税制改正を反映した内容で表示するように対応しました。
- ・インボイス制度の改正により、免税事業者等からの仕入れの経過措置の期間延長（令和13年9月30日まで）に対応しました。

【ACELINK NX-CE 相続税申告書】

令和8年4月1日以後に提出する「金銭納付を困難とする理由書」の様式変更に対応しました。

- ※「金銭納付を困難とする理由書」の様式変更に伴い、『延納申請書』および『物納申請書』に「金銭困難(裏)」について、提出日がR8.3.31以前の様式を使用する」区分を追加しました。令和8年3月31日以前に提出した申請書を確認する場合は、区分にチェックをつけて様式を切り替えてください。
- ※プログラムインストール前に、「金銭納付を困難とする理由書」で改訂後の様式の金額を強制入力により入力していた場合には、インストール後も強制入力の設定が引き継がれます。インストール後に改訂後の様式で自動計算するには、相続人ごとに「金銭納付を困難とする理由書」の「強制入力」区分のチェックをはずしてください。

【各システムの機能改良および不具合対応について】

機能改良および不具合対応については、[「ACELINK NX-CE システム対応一覧」](#)を参照してください。

2. オンラインアップデートについて

- (1) オンラインアップデートでは更新プログラムが自動でダウンロードされますが、バージョンアップは自動では実行されません。ダウンロード後に必ずバージョンアップを実行してください。
ただし、自動インストール設定を行っている場合は、自動でバージョンアップが実行されます。
- (2) オンラインアップデートでは電話番号辞書は更新されません。
最新の電話番号辞書はGOODWILL PLUSサイトの[\[更新プログラムダウンロード\]](#)に掲載しております。

3. バージョンアップについて

- (1) バージョンアップ方法については、オンラインアップデートのマニュアルを参照してください。
- (2) バージョンアップ時間は環境によって異なりますが、10分～20分を目安とお考えください。
- (3) バージョンアップ前に、必ずバックアップを行ってください。
・ [ユーティリティ]-[データ関係処理]-[バックアップ]
- (4) クライアント・サーバー型の環境で本プログラムを適用した場合には、クライアント側でクライアントセットアップが必要となります。
- (5) プログラムのバージョンアップと共にデータのバージョンも更新されます。以前のバージョンの環境では使用できなくなりますのでご注意ください。

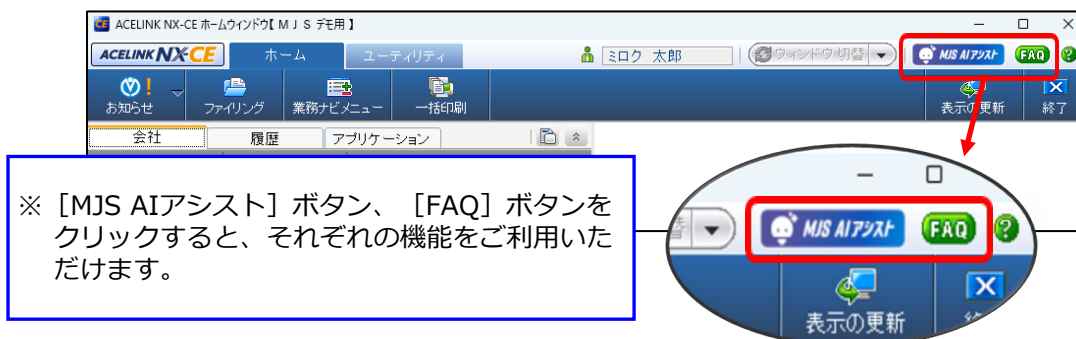
4. システムに関するお問い合わせについて

システムに関するお問い合わせは、GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」をご利用いただけます。また、生成AIを活用した「MJS AIアシスト」にチャット形式で質問することもできます。

【GOODWILL PLUSサイト「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」のお知らせ】

GOODWILL PLUSサイトの「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」ページは以下の方法でご利用いただけますので、ご活用ください。

▼ [ACELINK NX-CEホームウィンドウ]



5. 申告書類を提出する際の注意事項

- (1) システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認の上、送信してください。
- (2) 当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等で必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。
- (3) 税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。
- (4) 税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布又は送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合の上、提出をお願いいたします。
- (5) 白紙印刷での申告書類等の提出は、予め提出先（税務署等）にご確認の上でお願いいたします。
- (6) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。
- (7) 納付書について、各税金系アプリケーションの「国税納付書」、納付書作成システム、申請・届出書作成システム等で印刷して提出される場合は、受領可能か税務署および金融機関に必ずご確認の上ご利用ください。
- (8) プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

6. その他ご注意

- (1) システム全般（アップデート等）のお問い合わせは、「ソフトウェア運用支援サービス」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。
- (2) 専用品紙へ印刷する場合の設定については、印刷ガイドをご確認ください。
（「ACELINK NX-CEのセットアップメニュー」から「インストールガイド／印刷ガイド」を選択すると資料が収容されているフォルダが開きます。その中の「印刷ガイド」フォルダにプリンターの機種ごとに資料が収容されております。）
- (3) データをコンバートしてご利用の場合は、システムの仕組みの違いからコンバートされない項目や計算項目・連動項目に変更となっているものがありますので、コンバート後に内容を十分ご確認ください。

以上